

# 吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

## 第1 目的

このガイドラインは、吹田市（以下「市」という。）が締結する契約において、プロポーザル方式により契約候補者を選定するに当たり、共通して遵守すべき手続等に必要な基本的事項を定めることにより、契約の公平性、透明性、客観性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

## 第2 適用範囲

このガイドラインは、契約の相手方の選定に関し執行機関の附属機関において審査を行う契約については、第16を除き適用しない。

## 第3 定義

1 このガイドラインにおいてプロポーザル方式とは、複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から業務等の実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を総合的に判断し、その履行に最も適した事業者を選定する手続をいう。

選定した事業者を契約の相手方として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」による随意契約の手続に進むことができる。

2 プロポーザル方式の参加者の募集方法は、次のとおりとする。

### (1) 公募型

参加資格要件を満たす参加者を広く公募する方法

### (2) 指名型

参加資格要件を満たす複数の参加者を指名する方法

### [留意点]

原則として公募型によることとし、明らかに特定の者に参加者が限定される場合や、市の入札参加資格を有する履行可能な者の数が十分で、その者を指名することで競争性が確保できると見込まれる場合は、指名型とすることができる。

## 第4 対象業務等

プロポーザル方式により契約の相手方を選定することができる業務等は、市において最適なサービスの提供方法を定めるに当たって、価格のみによる競争入札及び総合評価一般競争入札によることが適さないと認められる業務等で、次に掲げるものとする。

(1) 行政計画等の立案や調査などの業務で、高度な知識と豊富な実績を必要とするもの

(2) 大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計などの業務で、高度な知識と豊富な実績を必要とするもの

(3) システム開発などの業務等で、高度な技術力、企画力、開発力を必要とするもの

- (4) 記念品のデザイン、催事、公演、イベントなどの業務で、芸術性、創造性等を必要とするもの
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるなど、プロポーザル方式により実施することが適当と認められるもの

## 第5 参加資格

- 1 プロポーザル方式に参加する資格を有する者は、次の各号を満たす者でなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
  - (3) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- 2 1(2)の規定は、対象業務等において入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、適用しない。ただし、この場合、「吹田市（設計監理・地質調査・測量等業務委託又は物品等各種契約）入札参加資格認定申請書提出要領」に規定する参加資格要件に準じた要件を定めることができる。
- 3 1及び2に規定するもののほか、必要な参加資格の要件は、対象業務等の内容等に応じて実施要領で定めるものとする。
- 4 参加者は、契約候補者決定までの間に、1から3までに定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

## 第6 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。また失格事由は、募集要項に明記することとする。

- (1) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 第7 事前審査

業務等を所管する室・課等（以下「所管課等」という。）は、プロポーザル方式を採用しようとするときは、原則として業務等についての実施計画に係る事業計画表の提出時期までに、総務部契約検査室と協議を行い、協議が調ったときは次に定めるところにより、吹田市入札等監視委員会（以下「入札等監視委員会」という。）、吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会（以下「改善検討委員会」という。）又は所管課等が所属する部等に設置する事業者選定審査会（以下「事業者選定審査会」という。）の審査に付するものとする。

### (1) 事前協議

ア 所管課等は、プロポーザル方式を採用する前提として、適切な事業効果を設定し、事業者から求める企画提案内容及びそれによって得られる効果を整理するものとする。

イ 所管課等は、アの整理を踏まえ、次に掲げる事項を定めた基本方針を策定するものとする。

(ア) 業務等の概要（件名、目的、業務等の内容、契約（履行）期間、実施場所、予算等）

(イ) プロポーザル方式を採用する理由

(ウ) 参加者の募集方法（公募型又は指名型）

(エ) 参加資格の概要

(オ) 提案方法の概要（ヒアリング及びプレゼンテーションの実施の有無）

(カ) 審査項目の概要

(キ) プロポーザル選定委員会の委員構成

(ク) 学識経験者等からの意見聴取の要否

(ケ) 日程（選定スケジュール）

(コ) その他必要な事項

ウ 所管課等は、イの基本方針を基に、プロポーザル方式採用の適否及び選定手続の本ガイドラインとの適合性について、原則として業務等についての実施計画に係る事業計画表の提出時期までに、総務部契約検査室と協議するものとする。

### [留意点]

予定価格が1,000万円以上の業務等に係る実施要領の策定に当たっては、改善検討委員会において学識経験者等からの意見聴取が不要であると認められた場合を除き、2名以上の学識経験者等から意見聴取を行うこと。また、そのためにあらかじめ予算措置を講じておく必要があることに留意すること。（第8 実施要領 2参照）

### (2) 入札等監視委員会又は改善検討委員会での審査

総務部契約検査室との協議終了後、プロポーザル方式採用の適否について、予定価格（単価契約の場合は執行予定総額。以下同じ。）が1,000万円以上の業務等については入札等監視委員会の審査に、予定価格が1,000万円未満の業務等については改善検討委員会の審査に付することとする。

(3) 改善検討委員会又は事業者選定審査会での審査

入札等監視委員会又は改善検討委員会においてプロポーザル方式によることが適当と判断された業務等については、次に定めるところにより改善検討委員会又は事業者選定審査会の審査に付するものとする。

ア 改善検討委員会の審査対象

改善検討委員会の審査に付する業務等は、次のとおりとする。ただし、イ(イ)に掲げる業務等を除く。

(ア) 予定価格が5,000万円以上の業務等

(イ) 予定価格が5,000万円未満の業務等であって、所管課等において実施要領策定に当たって学識経験者等からの意見聴取が必要ないと判断したもの

イ 事業者選定審査会の審査対象

事業者選定審査会の審査に付する業務等は、次のとおりとする。ただし、ア(イ)に掲げる業務等を除く。

(ア) 予定価格が5,000万円未満の業務等

(イ) 過去に改善検討委員会の審査を経て選定を行った業務等で、同一の応募資格等により公募を行うもの

ウ 改善検討委員会又は事業者選定審査会の審査内容

改善検討委員会又は事業者選定審査会においては、プロポーザル選定委員会の委員による専門・技術的分野の審査事項を除き、契約における公平性、透明性、客観性及び競争性の観点から、基本方針に基づき、審査項目の概要、プロポーザル選定委員会の委員構成、学識経験者等からの意見聴取の要否、意見聴取を行う場合は学識経験者等の人選、指名型による場合はその理由、公募型による場合は公募期間等について審査を行うこととする。

## 第8 実施要領

1 所管課等は、プロポーザル方式による契約候補者選定に当たっては、次に掲げる事項を定めた実施要領を策定するものとする。

(1) 業務等の概要

件名、目的、業務等の内容、契約（履行）期間、実施場所等

(2) 参加資格

入札参加資格認定における参加希望種目、実績等（第5 参加資格参照）

公募型による場合、所管課等は、参加申込みをした者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して通知し、参加資格がない

旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する旨を記載する。

(3) 応募及び参加の手続

提出書類、申込み・受付の方法・場所・期間、質疑回答、説明会（必要に応じて）等

(4) 提案方法

内容に応じて第1次及び第2次に分け審査・選定を行うことや、提案者の意欲、理解力及び提案内容をより把握するため、必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションの機会を設けるなど、総合的に審査を行うものとする。

(5) 審査・選定方法

ア 審査項目

次の項目に関し、当該業務等の内容に応じて詳細な審査項目を適切かつ明確に定めること。

(ア) 事業者に関する項目（実績、配置人員等）

(イ) 企画・技術提案に関する項目（提案内容、履行体制、スケジュール等）

(ウ) 参考見積価格に関する項目（提案内容との整合性、価格評価等。なお、価格に関する評価については、プロポーザル方式の特性である「価格競争でははかることのできない品質の高い成果を得る」という観点から逸することのないよう、全体の配点の15%程度とする。）

(エ) ヒアリング、プレゼンテーションに関する項目（必要に応じて）

イ 審査基準

調達する業務等の目的、性質及び内容等を踏まえて、企画・技術提案の審査を行うための審査基準を設定し、審査項目ごとの審査の視点や内容を客観的に分かりやすく明記する。

ウ 配点

調達する業務等の目的、性質及び内容等を踏まえて、アの審査項目ごとに得点を配分するものとする。また、品質確保の観点から最低基準点を設けなければならない。

エ 審査方法

審査に当たっては、可能な限り提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とし、企画・技術提案と価格提案を分離して評価するなど、提案内容をより客観的かつ公正に審査できるようにし、審査過程において恣意性が働かない、あるいは恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのない手続を経るようしなければならない。

オ 最優秀提案事業者の決定方法

審査の結果、評価点が最高点の者を最優秀提案事業者とする。

ただし、最優秀提案事業者に該当する者が複数者いる場合は、原則として提案金額が最低の（収入の原因となる契約については最高の）提案事業者を最優秀提案事

業者とする。なお、この場合において、提案金額も同額の場合、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。また、提案金額によらずに最優秀提案事業者を決定する場合は、プロポーザル選定委員会の承認を得ることとする。決定方法は、募集要項にも記載し、事前に公表するものとする。

- (6) 提案限度額（必要に応じて）
- (7) 募集要項の配布期間及び配布方法
- (8) 日程（選定スケジュール）

公募型プロポーザル方式の場合、参加申込の受付期間は公募を開始した日（以下「公募日」という。）から原則14日（吹田市の休日に関する条例（平成2年条例第24号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を含む。）以上とする。また、企画・技術提案の提出期限は、公募型プロポーザル方式の場合は公募日から、指名型プロポーザル方式の場合は指名通知の日から原則1か月（市の休日を含む。）以上を確保するものとする。

ただし、やむを得ず上記の期間を短縮する場合には、案件の規模・内容等に応じて、プロポーザル方式の趣旨・目的を損なわないように十分留意し、期間を設定しなければならない。

- (9) 失格事由（第6 失格事由参照）
- (10) 企画提案者が1者又はない場合の取扱い  
取りやめの有無、通知方法等
- (11) 提出関係書類様式一式

[留意点]

以上の項目は、標準的な実施要領についての基本的な記載事項（順不同）であり、調達する業務等の種類・内容・手続等に応じて、必要な事項を追加するなど、できる限り詳しく分かりやすい内容とすることに留意しなければならない。

- 2 所管課等は、予定価格が1,000万円以上の業務等に係る実施要領の策定に当たり、改善検討委員会において学識経験者等からの意見聴取が必要と判断された場合は、確保された予算に従い2名以上の学識経験者等から意見を聴取するものとする。

## 第9 プロポーザル選定委員会

- 1 プロポーザル方式による契約候補者の選定に当たっては、その選定過程等に公正性、透明性、客観性及び競争性が求められることから、所管課等はプロポーザル選定委員会を設置しなければならない。
- 2 プロポーザル選定委員会の設置及び運営に当たっては、次に掲げる事項を定めたプロポーザル選定委員会設置要領を策定するものとする。
  - (1) プロポーザル選定委員会の所掌事務
    - ア 実施要領の承認に関すること。
    - イ 参加者の指名に関すること。（指名型の場合）

ウ 企画提案書等の審査及び最優秀提案事業者の選定に関すること。

エ その他必要な事項

(2) プロポーザル選定委員会の組織

ア プロポーザル選定委員会は、委員長及び委員4人（5人以上でも可）で構成する。

イ 客観性が確保できるよう、委員長及び委員の総数の過半数は、所管課等が属する部以外の部の職員（以下「部外委員」という。）でなくてはならない。

(3) プロポーザル選定委員会の会議

ア プロポーザル選定委員会は、委員長及び委員の総数の2分の1以上かつ部外委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

イ プロポーザル選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(4) プロポーザル選定委員会の庶務

プロポーザル選定委員会の庶務は、所管課等において処理する。

3 プロポーザル選定委員会は、必要があると認められるときは、学識経験者等の意見を求めることができる。

4 委員と企画提案者との間に利害関係が生じること、また、企画提案者から委員へ故意（不正行為目的）に接触することを防止するため、委員の役職名については、原則として当該業務等の契約締結後に公表するものとする。（第13 結果公表参照）

## 第10 募集要項の作成、公表等

1 所管課等は、実施要領に基づき、次に掲げる事項（指名型においては、(2)及び(7)を除く。）を記載した募集要項を定めるものとする。

(1) 業務等の概要

件名、目的、業務等の内容、契約（履行）期間、実施場所等、担当室課

(2) 参加資格

入札参加資格認定における参加希望種目、実績等

(3) 応募及び参加の手續

提出書類、申込み・受付の方法・場所・期間、質疑回答、説明会（必要に応じて）等

(4) 提案方法

(5) 審査・選定方法

(6) 提案限度額（必要に応じて）

(7) 募集要項の配布期間及び配布方法

(8) 日程（選定スケジュール）

(9) 支払方法

(10) 失格事由

(11) 企画提案者が1者の場合の取扱い

取りやめの有無、通知方法等

- (12) 選定・非選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等
- (13) 選定結果の公表方法・内容
- (14) 提出関係書類様式一式
- (15) 問合せ先

[留意点]

以上の項目は、標準的な募集要項についての基本的な記載事項（順不同）であり、調達する業務等の種類・内容・手続等に応じて、必要な事項を追加するなど、できる限り詳しく分かりやすい内容とすることに留意しなければならない。

- 2 公募型による場合の公募内容の公表は、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」において閲覧に供する方法により行うものとする。
- 3 指名型による場合は、指名通知書に募集要項を添えて指名事業者に交付するものとする。

## 第11 提案審査

### 1 審査

プロポーザル参加者からの企画・技術提案の審査は、契約する業務等の目的、性質及び内容等を踏まえ、実施要領に定める審査基準及び配点に基づいて行う。

### 2 審査結果の通知

審査結果の通知は、審査を受けた者全員に対して、審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、候補者として決定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に所管課等に説明を求めることができるものとする。

## 第12 最優秀提案事業者との交渉

- 1 所管課等は、プロポーザル選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

### 2 総務部契約検査室の合議

所管課等は、最優秀提案事業者の決定後、随意交渉の執行起案に総務部契約検査室の合議を受けることとする。

- 3 最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選考結果に影響がないかどうか十分考慮するとともに、プロポーザル選定委員会に変更内容を報告するものとする。

## 第13 結果公表

所管課等は、プロポーザル方式により契約候補者を決定し、契約を締結した全ての案件について、選定結果に関する情報を次のとおり公表するものとする。



### (1) 公表方法

プロポーザル方式を採用した案件の公表は、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」において閲覧に供する方法により行うものとする。

### (2) 公表時期及び公表内容

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約交渉の相手方を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

ア 選定事業者名並びにその提案金額と評価点

イ 全提案事業者の名称

＊申込順

ウ 全提案事業者の評価点

＊得点順 選定事業者以外は記号（アルファベット）表示

エ 審査項目・基準、配点

オ プロポーザル選定委員会委員の役職名

カ プロポーザル選定委員会の会議録の概要

キ その他必要な事項

#### [留意点]

※ 選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開するため、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、イとウとの対応関係を明らかにしないこととし、イは申込順に、ウは評価点の得点順にそれぞれ記載する。

※ 応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報についてはアを公表し、イは公表しないこととする。

### (3) 募集要項への記載

(2)の内容を公表する旨は、あらかじめ募集要項に記載の上、周知するものとする。

## 第14 入札等監視委員会での審査

予定価格が250万円以上のプロポーザル方式により締結した業務等の契約については、吹田市入札等監視委員会で委員の抽出により審議に付することとする。

同委員会での審査を通じて、改善を要する事項や工夫すべき点などの指摘、意見等を踏まえて、プロポーザル方式をより適正に運用していくこととする。

## 第15 その他

同一の業務等で繰り返しプロポーザル方式を選択する場合、プロポーザル方式によることが適しているかどうか、毎回確認すること。

## 第16 附属機関において審査を行う場合の募集要項等の公表

契約の相手方の選定に関し執行機関の附属機関において審査を行う場合の募集要項及び選定結果の公表については、次のとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する場合の募集要項の公表は、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」において閲覧に供する方法により行うものとする。
- (2) 選定結果の公表については、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」において閲覧に供する方法により行うものとする。また、選定結果の公表時期及び公表内容については、第13(2)のとおりとする。

### [留意点]

附属機関での審査において、公表の適否及び範囲についても諮っておくこと。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 このガイドラインは、平成29年1月24日から施行し、同年4月1日以後に契約を締結する業務等に係るプロポーザル方式について適用する。

(総務部契約検査室との事前協議に関する経過措置)

- 2 平成29年度当初予算及び同年度補正予算(平成29年3月末日までに提案するものに限る。)に係る案件については、第7(1)の総務部契約検査室との事前協議は、同年1月24日以後速やかに行うものとする。

(学識経験者等からの意見聴取に関する経過措置)

- 3 平成29年度予算に係る契約のためのプロポーザル方式においては、第8(2)の規定にかかわらず、学識経験者等からの意見聴取を要しないものとする。

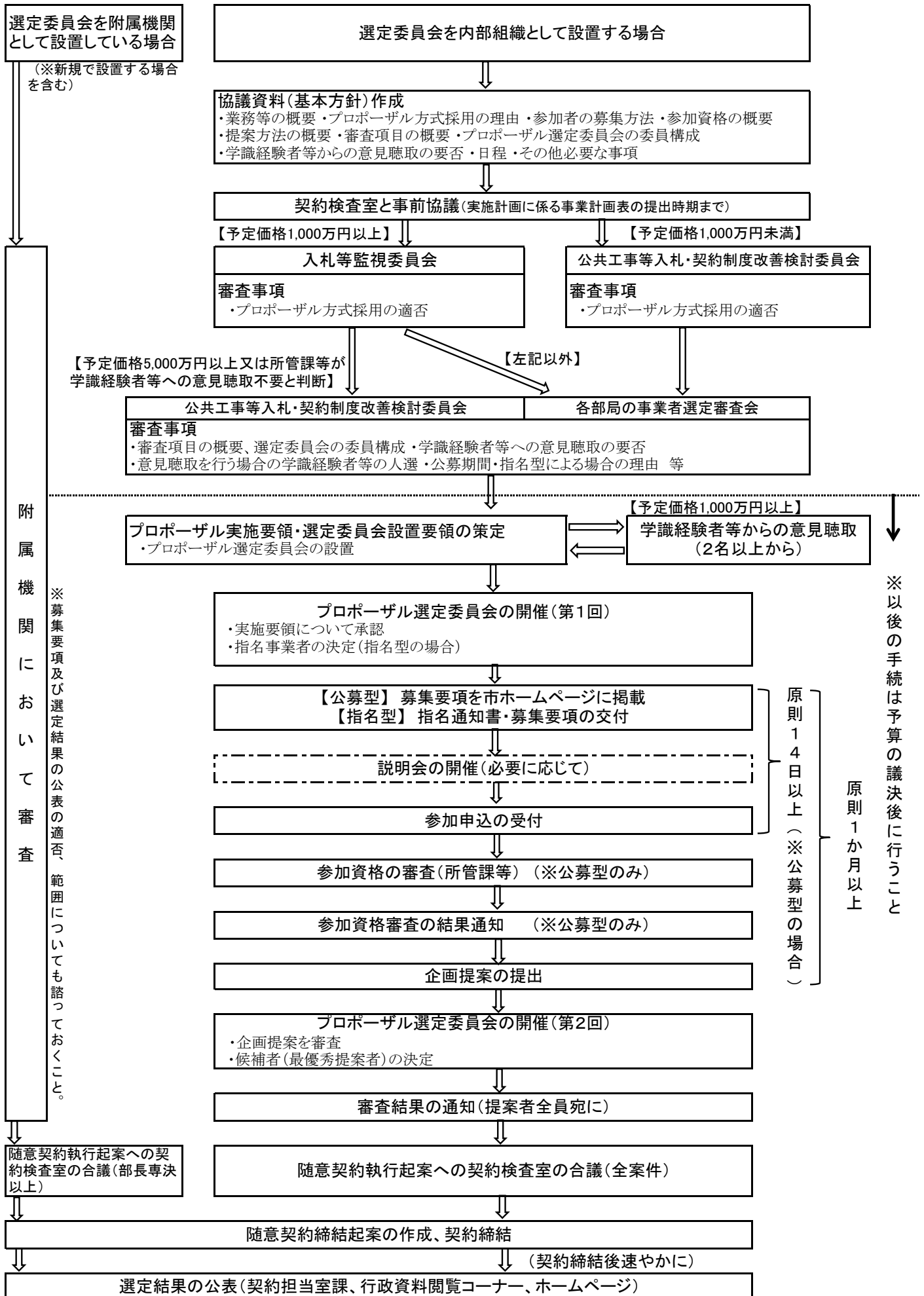
(改善検討委員会又は事業者選定審査会での審査に関する経過措置)

- 4 平成29年度予算に係る予定価格が5,000万円未満の業務等の契約のためのプロポーザル方式においては、第7(3)ア及びイの規定にかかわらず、事業者選定審査会で審査を行う。

### 附 則

このガイドラインは、平成30年2月16日から施行し、同年4月1日以後に契約を締結する業務等に係るプロポーザル方式について適用する。

# 《プロポーザル方式の実施フロー図》



※予定価格250万円以上の随意契約結果については別途公表